

(案)

彦根長浜都市計画図書館の決定（彦根市決定）

都市計画図書館を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	図 書 館 名			
1	彦根市立図書館中部館	彦根市小泉町	約 6,800 m ²	・建築物の各部分の高さは 第1種住居地域の規定を 遵守する

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市施設は、円滑な都市計画を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設であり、都市施設を都市計画に定めることで、計画段階における整備に必要な区域の明確化や土地利用のほか、都市施設間の計画の調整、さらに将来の都市において必要な施設の規模、配置を広く明確に示すことで開かれた手続きにおいて地域社会の合意形成を図ることができるなど様々な意義があります。

このようなことから、本市でも道路や駅前広場、公園、市場ならびに火葬場など様々な都市施設を都市計画に定めています。

今回、決定する図書館につきましては、体育館の整備に伴い解体予定でありました、既存建築物の「旧ひこね燦ばれす」を存置し、図書館として有効活用するために整備を行い、彦根市の人口重心地である南彦根駅周辺の核として多様な人の交流による賑わいの充実を図るものです。

このようなことから、都市計画法第11条第1項各号で定めることができる施設の内、同項5号で規定する学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設の一つである図書館として彦根市立図書館中部館を都市計画決定するものです。